

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第185号)

平成13年12月20日

横情審答申第185号

平成13年12月20日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
諮問について（答申）

平成12年12月12日建宅指第599号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る違反審議票外12文書の一部  
開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る違反審議票外12文書を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る「違反審議票（番号に「8」と記載されたもの）」（以下「文書1」という。）、「違反建築物工作物調査報告書（昭和58年5月20日付）」（以下「文書2」という。）、「都市計画法に基づく聴聞について（伺）」（以下「文書3」という。）、「違反審議票（番号に「54」と記載されたもの）」（以下「文書4」という。）、「違反建築物調査報告書（昭和62年2月16日付）」（以下「文書5」という。）、「建築行為の執行停止について」（以下「文書6」という。）、「違反工作物等の是正勧告について」（以下「文書7」という。）、「都市計画法違反に対する弁明機会の付与について」（以下「文書8」という。）、「都市計画法違反に対する弁明機会の付与の期日変更について」（以下「文書9」という。）、「行政手続法に基づく弁明書」（以下「文書10」という。）、「コンクリートプラントの解体工事期間に関する資料送付の依頼について」（以下「文書11」という。）、「違法な第一種特定工作物及び建築物の除却命令について」（以下「文書12」という。）及び「写真 山ーコンクリート・山ー興産」（以下「文書13」という。以下文書1から文書13までを「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年7月19日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、文書1、文書2、文書4、文書5及び文書11の各文書に記

録されている個人の氏名，文書3の聴聞調書に押されている拇印並びに文書13に写っている個人の顔の部分は，個人に関する情報であって，特定の個人が識別されるため，本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち，文書10に添付された「移転計画書」に記録されている移転先予定地の所在及び移転費用については，法人の生産技術，営業，販売上のノウハウに関する情報及び事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって，公にすることにより法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため，本号アに該当する。

また，文書10に添付された「プラント設備に関する設計図」については，プラントメーカーの生産技術，営業，販売上のノウハウに基づき設計されたものであって，公にすることによりプラントメーカーの事業活動が損なわれるおそれがあるため，本号アに該当する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち，文書3の聴聞調書に押印されている個人の印影及び拇印，文書10及びその添付書類である「違法建築物等の是正（移転）計画について」に押印されている法人の印影については，公にすることにより，当該個人又は法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため，本号に該当する。

また，文書10に添付された「建築物平面図」については，相手側から任意に提出されたものであり，図面には設計者名は記載されていないが，間取り，開口部，室名等が記録されている。このような平面図は，個人や法人の別又は適法な建築物か違反建築物かの別で判断すべきものではないと考える。違反建築物であっても現存する限りは，公にすることにより犯罪等の被害を受けるおそれがあり，その結果，財産の保護に支障が生ずるおそれがあるため，本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が，異議申立書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は，次のように要約される。

既に都市計画法に基づく除却命令日（平成12年6月）から3か月，また，決定処分日から2か月経過し，その後の諸手続の進捗に伴い，開示することができる可能性が生じたため，一部開示決定を取り消すべきである。

5 審査会の判断

(1) 都市計画法違反に係る是正措置について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第81条第1項によると、指定都市の長は、法に違反した者に対して、都市計画上必要な限度において、法の規定による許可、認可若しくは承認の取消し等を行い、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、工作物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第29条に規定する開発行為の許可を得ることなく建築物を建築し、及び特定工作物を建設した者に対し、法第81条第1項の規定に基づいて、横浜市長が当該建築物及び特定工作物の除却を命ずるに至るまでの一連の過程において、実施機関が作成し、又は被処分者から取得した文書であることが認められる。

文書1及び文書4は、実施機関が、当該違反建築物及び特定工作物に対する措置を審議検討した経過を記録した「違反審議票」であり、建築主氏名、現場地名地番、当該違反建築物等に関する調査を行った経過及びその内容等が記録されている。

文書2及び文書5は、港北区役所建築課長から建築局長あてに提出された当該違反建築物及び特定工作物に関する「違反建築物工作物調査報告書」又は「違反建築物調査報告書」であり、報告年月日、建築主の住所及び氏名並びに建築物工作物の概要及び違反内容等が記録されている。

文書3は、当該違反建築物の建築主に対する聴聞を行うに当たって、実施機関が作成した「都市計画法に基づく聴聞について」の起案文書であり、建築主の住所及び氏名、違反建築物の所在地、聴聞の日時、場所及び理由並びに聴聞の内容等が記録されている。

文書6は、法第43条第1項に規定する手続を経ることなく違法に行われている建築工事の施行停止を勧告するに当たって、実施機関が作成した「建築工事の施行停止について」の起案文書であり、勧告に至る経緯、勧告の相手、建築物の概要並びに施行停止の理由及び期間等が記録されている。

文書7は、当該違反建築物及び特定工作物の移転又は除却を勧告するに当たって、実施機関が作成した「違法工作物等の是正勧告について」の起案文書であり、勧告の相手、工作物等の所在並びに勧告の内容及び経過等が記録されている。

文書8は、当該違反建築物の建築主等に弁明の機会を付与するに当たって、実施

機関が作成した「都市計画法違反に対する弁明機会の付与について」の起案文書であり、根拠条文、弁明者の住所・氏名、特定工作物・建築物の所在、違反している法令、弁明の期限及び場所並びに予定される不利益処分の内容等が記録されている。

文書9は、文書8に係る期日を変更するに当たって、実施機関が作成した「都市計画法違反に対する弁明機会の付与の期日変更について」の起案文書であり、根拠条文、弁明者の住所・氏名、期日変更の申し出日及び期日変更後の期日等が記録されている。

文書10は、当該弁明者から実施機関あてに提出された「行政手続法に基づく弁明書」であり、弁明者の住所及び氏名、建物等の所在地及び概要、工作物及び建築物を建築又は取得した目的及び事情並びに違反是正についての考え等が記録されている。

文書11は、除却命令の工事期間の根拠となる資料を取り寄せるに当たって、実施機関が作成した「コンクリートプラントの解体工事期間に関する資料送付の依頼について」の起案文書であり、依頼の相手及び依頼内容等が記録されている。

文書12は、当該違反建築物及び特定工作物の除却を命令するに当たって、実施機関が作成した「違法な第一種特定工作物及び建築物の除却命令について」の起案文書であり、命令の根拠、命令の相手方の住所及び氏名、命令の理由、工作物等の所在地、除却対象工作物等の概要並びに除却の期限等が記録されている。

文書13は、実施機関が撮影した現場写真であり、当該建築物及び特定工作物の外観並びに除却命令に係る公示の状況等が記録されている。

### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、個人の氏名、拇印及び写真に写っている個人の顔の部分については、本号本文に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、文書1、文書2、文書4、文書5及び文書11に記録されている個人の氏名、職業、住所及び電話番号並びに文書3における拇印並びに文

書13に写っている個人の顔の部分は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当せず、文書13に写っている個人が横浜市の職員である場合についても、職員の顔の部分は、職務の遂行に係る情報には当たらないことから、本号ただし書ウに該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、違法建築物等の移転先予定地の所在及び移転費用については、法人の生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報及び事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、「プラント設備に関する設計図」については、プラントメーカーの生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であることから、本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書10に添付された「移転計画書」に記録されている移転候補地の所在及び移転費用に関する情報並びに「移転候補地の概略図」は、違法建築物等の所有者である法人が、違法状態の是正に向けて策定した計画の内容に関するものであり、当該法人の経営方針や経理事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

エ また、文書10に添付された「プラント設備に関する設計図」については、設計者であるプラントメーカーの知識や技術を駆使した創意工夫又はノウハウが含まれており、これを公にすることにより、当該プラントメーカーの事業活動上の利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情

報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、個人及び法人の印影並びに拇印については、公にすることにより財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、「建築物平面図」については、違反建築物であっても現存する限りは、公にすることにより犯罪等の被害を受けるおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書3における聴聞調書は、個人の実印を押印することが予定されている書類であるため、当該聴聞調書に押印されている個人の印影を開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

エ また、文書10及びその添付書類である「違法建築物等の是正（移転）計画について」に押印されている法人の代表者印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

オ 次に、文書10に添付された「建築物平面図」については、当該建築物の間取り、開口部及び室名等が記録されており、これを開示すると、第三者に侵入されるなどして、当該法人及び個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

カ なお、文書3の聴聞調書に押されている拇印については、条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

## (6) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については、いずれも条例第7条第2項第2号、第3号ア又は第4号に該当し、開示しないことができるものであることから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年12月12日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年12月22日 (第238回審査会)	・諮問の報告
平成13年10月12日 (第255回審査会)	・審議
平成13年10月26日 (第256回審査会)	・審議
平成13年11月9日 (第257回審査会)	・審議
平成13年12月22日 (第258回審査会)	・審議
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・審議